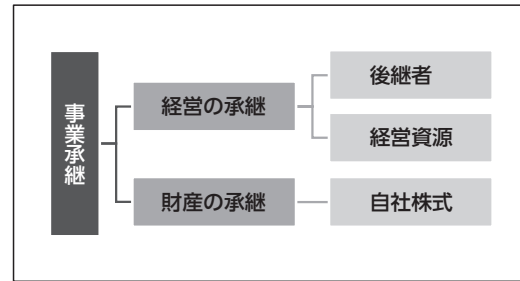


ケース別 こんな対応で信頼を獲得し 取引を拡大する

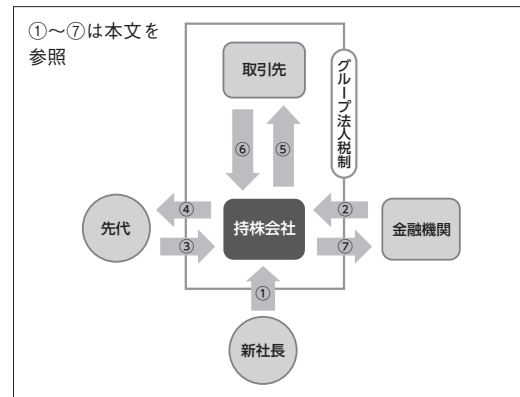
①～⑤ 魚路 剛司 京葉銀行 成長戦略推進部 中小企業診断士/CFP® / 1級FP技能士
⑥～⑨ 櫻沢 健

代替わりして間もない二代目経営者の置かれた状況ごとに、関係を深めていく切り口とノウハウを解説する。

図表1 事業承継で解決すべき要素



図表2 株式譲渡のスキーム



①～⑦は本文を参照

事業承継とは、「経営の承継」と「財産の承継」を一体的に解決し、次世代へバトンタッチしていくことである。まず、「経営の承継」では、経営を誰に・いつ・どのように引き継いでいくのが重要である。中小企業では親子間の親族内承継が多いためここでもそれを前提とするが、いずれにせよ本ケースでは「誰に」「いつ」は済んでいる。残るは、「どのよう」の点だ。実は、メイン行との関係が強く固であっても、この部分から入り込む余地がある。二つの視点から解説しよう。

一つ目は、個人保証の扱いだ。金融機関からの借入れがある場合、経営者は連帯保証などの個人保証をしていることが多い。この基準になる。しかも、贈与した自

ポイント

- 個人保証を求めない融資実現と一緒に目指す過程で信頼関係を築く
- 先代に子どもが複数いる場合、遺留分対策と納税資金対策を同時に実現するため持株会社の設立も一案

グループ法人税制下の 自社株の集中を提案

遺留分対策と納税資金対策を同時に実現しつつ、生前に自社株式を譲渡する方法がある(図表2)。

複数人いる場合だ。社長と株主の二役を経営者一人が演じることで、安定した経営が実現できる。そのためには、自社株式はなるべく経営者が集中して保有すべきである。ところが非後継者の子ども(新社長の兄弟)がいる場合、自社株式を新社長へ贈与で移し、先代に相続が発生すると、非後継者から遺留分侵害に問われる可能性がある。

贈与した自社株式を遺留分侵害として評価する際は、贈与時の価額ではなく相続発生時の評価額が

基準になる。しかも、贈与した自社株式は特別受益として持戻される。よって、非後継者にも十分配慮する必要がある。

事業承継を検討するときは、先代の相続財産の中身の検証が必要になる。一般的に、中小企業経営者の財産は、自社株式が占める割合が高い。そのため、自社株式を保有したまま相続が発生すると、納税資金が不足してしまうケースがある。後継者に贈与しても、非後継者がいる場合などは、前述の遺留分侵害などのリスクがある。

遺留分対策と納税資金対策を同時に実現しつつ、生前に自社株式を譲渡する方法がある(図表2)。

- ① 新社長が持株会社を設立する
- ② 先代所有の自社株式について、税理士に譲渡価額を算出してもらい、持株会社に融資を行う
- ③ 借入金で先代から自社株式を買い取る
- ④ 先代は持株会社から自社株式の売却代金を受け取る
- ⑤ 持株会社は100%株主となり、持株会社に出資している新社長が自社を間接支配できる
- ⑥ 持株会社と自社は、100%支配関係によりグループ法人税制を活用し、配当・寄付金行為等が益金不算入となる
- ⑦ 配当・寄付金を金融機関への返済原資とする

ともできる。一方、留意点としては、将来業績が悪化した際、借入金の返済に苦慮する可能性がある。また、先代に譲渡所得税が発生する問題もある。

非後継者が複数人いる場合や、先代の相続財産に占める自社株式の割合が大きい場合は、このような提案型融資も有効と考えられる。また、先代が得た売却代金については、相続対策を交えた運用提案にもつながるだろう。

メイン先の他行庫との関係が強固でも、現状を把握することでチャンスを見出せる。諦めずにヒアリングし、本部の専門部署などに相談してみよう。

① 計画的に承継が行われ、メインの他行庫との関係が強固な先
経営者保証と株式譲渡を
切り口にした提案で差別化



事 業承継とは、「経営の承継」と「財産の承継」を一体的に解決し、次世代へバトンタッチしていくことである。まず、「経営の承継」では、経営を誰に・いつ・どのように引き継いでいくのが重要である。中小企業では親子間の親族内承継が多いためここでもそれを前提とするが、いずれにせよ本ケースでは「誰に」「いつ」は済んでいる。残るは、「どのよう」の点だ。実は、メイン行との関係が強く固であっても、この部分から入り込む余地がある。二つの視点から解説しよう。

一つ目は、個人保証の扱いだ。金融機関からの借入れがある場合、経営者は連帯保証などの個人保証をしていることが多い。この

事例では、新社長は先代の個人保証を引き継いでいると考えられるが、新社長がそれを歓迎することは少ない。

そこで、「経営者保証に関するガイドライン」を活かした提案などをしてはどうだろうか。経営者保証解除のため、特に中小企業等に求められる要件は次の3点である。

- ① 法人と経営者との関係の明確な区分・分離(一体性の解消)に努めている
- ② 財務基盤の強化に努めている
- ③ 財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性が確保されている

明細等)のみならず、試算表・資金繰り表等の定期的な報告が求められている。

この点を踏まえ、自他行庫の経営者保証検討チェックシートなどを活用し、経営者保証を求めない融資の提案、あるいは経営者保証制度解除に向けた具体的な支援を行うことも可能である。メイン行との差別化にもなるだろう。

金融機関との信頼関係を構築するため、年に1回の決算報告(貸借対照表、損益計算書、勘定科目

二つ目は、自社株式の移転である。先代から新社長への株式移転は贈与(暦年贈与と相続時精算課税制度)を中心に行っていることが多いが、ここで気をつけなければいけないのは、先代に子どもが

**新社長の兄弟から
遺留分侵害に問われ得る?**